

特集号

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第17号

6月14日
公布成年被後見人等の欠格条項の見直しに関する
法律が成立しました

令和元年6月7日、第198回国会において、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「本法律」といいます。）が全会一致で可決・成立し、6月14日に公布されました。

これまで、成年後見制度の利用者であることは、数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされてきました（例えば、成年被後見人や被保佐人は、国家公務員、地方公務員、医師、弁護士、警備員、NPO法人の役員等になることができない等）。本法律では、200近くの法律において規定されていたこれらの欠格条項を見直しました。

本ニュースレターでは、本法律の担当である宮腰内閣府特命担当大臣の挨拶、本法律の趣旨・内容、自治体において今後必要となる取組等について、Q&A方式でお伝えします。



ご挨拶

内閣府特命担当大臣
宮腰 光寛

皆様におかれましては、平素より成年後見制度利用促進への御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、内閣府から国会に提出していた「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が6月7日に参議院本会議で可決・成立し、同月14日に公布されました。

この法律改正は、成年後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で規定されていた成年被後見人等に係る欠格条項を一律に削除し、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組みへと改めるものです。

今後は、認知症の方や障害のある方など、成年後見制度の利用を必要とする方が、欠格条項による失職や資格の剥奪等を心配することなく、制度を利用できるようになります。

これにより、成年後見制度を利用する方もそうでない方も、誰もがその能力を発揮し、社会参加できるための第一歩になるものと期待しています。

各自治体の皆様におかれては、今回の欠格条項の見直しに係る法改正の趣旨について十分に御理解いただき、各首長のリーダーシップの下で条例改正等の必要な対応や改正法の趣旨に沿った個別審査規定の運用を図るとともに、地域住民や資格等に係る関係団体の方々に対して、幅広く積極的な周知をお願いいたします。

私としても、年齢や障害等にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた施策を担当する立場として、引き続き各省庁と連携しつつ、高齢の方や障害のある方に対する国民の関心、理解を深めるための取組を推進してまいります。

▶ 法律の見直しの目的、内容



そもそも、欠格条項って何ですか？

資格・職種・業務等から排除される条件を定める規定のことです。例えば、以下のような例があります。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して3年を経過しない者
- 当該法律による許可の取消しを受けた日から起算して5年を経過しない者
- 暴力団員
- 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
- 未成年者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

欠格条項は、資格等に対する信頼性を確保したり、関係者の権利利益を保護するなど、法令ごとに様々な趣旨で規定されています。こうした欠格条項の中には、「成年被後見人又は被保佐人」も含めているものがあり、その場合には成年被後見人や被保佐人は資格等から排除されていました。今回の改正では、成年被後見人や被保佐人を資格等から排除していた187法律における欠格条項が見直し対象となりました。詳細は、内閣府のHPをご参照ください。

<https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>



なぜ、見直しをすることになったのですか？

成年被後見人等の欠格条項については、例えば以下のような問題点が指摘されてきました。

- ① ノーマライゼーション等を基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に資格等から排除されるのは疑問
- ② 同程度の判断能力であっても、制度の利用者のみが資格等から排除されるのは不合理

- ③ 数多くの欠格条項の存在が制度利用を躊躇させる要因となっている

そのような中で、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）や、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月閣議決定）において、こうした欠格条項の見直しを速やかに行うこととされました。



どのような見直しが行われたのですか？

成年後見制度を利用していることをもって資格等から一律に排除する扱いを改め、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組み（個別審査規定）へと見直されました。具体的な仕組みについては、それぞれの資格等を所管する担当省庁が適正に整備し、運用していくこととなります。具体的には、

「成年被後見人又は被保佐人」といったこれまでの形式的な条項を削除し、「心身の故障により業務を適正に行うことができない」等の個別審査規定を整備し、これに該当するかを審査・判断することとなります。

▶ 今後の予定と自治体・関係機関において必要となる取組



法律の施行はいつになりますか？

今回の改正では187の法律を見直し対象としています。それぞれの改正が効力を生ずる日（施行日）については、本法律の公布日（令和元年6月14日）としているものもありますが、多くは公布日から3か月後（同年9月14日）あるいは6か月後（同年12月14日）としています。



施行に向けて市町村、都道府県が取り組むことはどのようなことになりますか？

今回の法改正に伴って自治体の条例や規則を整備したり、今後、個別審査規定を運用していくに当たっては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年被後見人等が実質的に排除されることのないよう留意するとともに、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配慮の提供についても適切な対応を行うことが必要です。

また、条例において独自に成年被後見人等に係る欠格条項を設けている例も散見されるようですが、こうした条例における欠格条項についても、今回の法改正の趣旨を踏まえ、欠格条項の見直しを含めた適切な対応を検討するようお願いいたします。この点については、内閣府より別途通知（令和元年6月24日府成見第2号内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長通知）がされていますので、参照して下さい。



資格等に係る関係団体が取り組むことはどのようなことになりますか？

資格等の登録等に係る手続を担う関係団体においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、個別審査規定の適切な整備・運用が求められています。また、後見人等として活動する専門職の所属する関係団体においては、欠格条項が見直されたことを前提として適切な後見等活動が行われるよう、所属する各専門職への周知・徹底をお願いします。



中核機関、権利擁護センター等はどうようなことに取り組めばいいのでしょうか？

成年後見制度に関する説明会、セミナー等において、必要に応じて、今回の法改正について

も言及いただけると幸いです。また、個別ケースの相談対応や支援において、欠格条項がなくなったことを踏まえた適切な対応をとることができるよう、職員等への十分な周知もお願いいたします。場合によっては、センターで使用しているパンフレットや説明資料の修正が必要になることもあるでしょう。

▶ 見直しによる影響と対応



見直しをすることで、資格等の信頼性がゆらぐということはないですか？

今回の見直しでは、必要に応じて資格等に相応しい能力の有無を判断するための個別審査規定を整備することとしていますので、改正後も、個別審査規定の適正な運用を通じて、資格等を有する者がそれに相応しい能力を備えていることが担保されることとなります。



個別審査になることで、障害のある人がより排除されるということはないのでしょうか？

「心身の故障により業務を適正に行うことができない」等の個別審査規定による審査では、「心身の故障」があるだけで直ちに資格等が与えられないというものではなく、これにより「業務を適正に行うことができない」と判断された場合に限り資格等が与えられないということになります。ですから、欠格となる者の範囲が「心身の故障」のある人全体に広がってしまうものではなく、障害のある人がより排除されるということにはなりません。



また欠格条項が増えてしまうということはないですか？

成年被後見人等に係る欠格条項については、平成11年の民法等の改正により成年後見制度が

導入された際、当時 158 の法律に規定されていた欠格条項のうち 42 法律が見直されましたが、各資格等の根拠法令に、十分な個別審査規定がない場合や、大量の書面審査を要するなど、欠格条項による画一的な審査を必要とする場合等には欠格条項を存置することとされ、結果として 116 の法律における欠格条項が存置されました。その後、今回の改正に至るまでの間、こうした欠格条項が見直されることはなく、かえって新法の制定や法改正によって欠格条項が増加するという状況になっていました。

このような経緯から、今後、各省庁や自治体においては、成年被後見人等に係る欠格条項を新たに設けないことがとされています。この点は、欠格条項の見直しについて議論がなされた内閣府の有識者会議（成年後見制度利用促進委員会）の議論のとりまとめ（平成 29 年 12 月 1 日内閣府成年後見制度利用促進委員会「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」においても確認されました。



今回の改正で欠格条項は全て見直されたのですか。残った法律があるとすれば、それについてはどのように取り組まれるのですか？

「会社法」と「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」については、今後の会社法の改正と併せて欠格条項の見直しを行うべく検討が進められています。



附帯決議の内容を教えてください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（参議院・内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの整備等、同制度の利用者や親族後見人等を支援する体制を構築することにより、利用者の意思決定支援・権利擁護及び不正の発生の未然防止を図るとともに、制度の運用上の課題の把握・開示、関係機関における情報共有など、制度の透明性を高めるよう努めること。

二 成年後見制度を、同制度の利用者がメリットを実感できるものとするため、高齢者及び障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方などを始めとした制度全般の運用等に係る検討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようにすること。

三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

四 市区町村が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。

五 障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を行うこと。

六 障害者の権利に関する条約第三十九条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四条第三項及び第三十三条第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。

八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。

九 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。

十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。

十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

国研修受講者を募集しています

前回のニュースレター等でもご案内のとおり、市町村職員、中核機関職員等を対象とした研修を以下の日程で実施いたします。本研修は、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる貴重な機会ですので、ぜひご受講ください。研修の詳細については、各都道府県に送付しております事務連絡等をご確認ください。



ここでは、研修の詳細についてのポイントをお伝えします。

基礎 研修

市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員向け (中核機関になる予定、見込みの職員も含む)

- 【第1回】9月17日(火)～19日(木) (千葉市)
- 【第2回】10月29日(火)～31日(木) (東京都江東区)
- 【第3回】11月25日(月)～27日(水) (大阪市)

- 成年後見制度や権利擁護支援についてゼロから解説！初めて担当する方も安心です。
- 市町村職員に求められる市町村申立の実務についても学ぶことができます。

基礎及び応用研修については、都道府県職員、都道府県社会福祉協議会職員、市区町村又は都道府県から推薦のある専門職（受任調整のアドバイザー、体制整備アドバイザー、講師候補者）の方もご参加していただけます。

どちらもグループワークを予定しているため、様々な地域の方と情報交換することができます。



応用 研修

中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員 (中核機関になる予定、見込みの職員も含む)

- 【第1回】12月16日(月)～18日(水) (東京都江東区)
- 【第2回】令和2年1月21日(火)～23日(木) (大阪市)
- 【第3回】令和2年2月4日(火)～6日(木) (東京都江東区)

- 幅広い相談対応に役立つ、実践的な内容です。
- 任意後見、補助、保佐類型の相談対応についても、講義、演習をとおして学ぶことができます。

都道府県 向け研修

都道府県研修担当者向け

- 令和2年1月16日(木) (東京都千代田区)
- 研修の企画立案や運営に役立つ内容です。

利用促進室短信

本研修に参加するための旅費及び宿泊費については、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の成年後見制度利用促進体制整備推進事業の「中核機関立ち上げ支援事業」の対象（都道府県担当職員研修は、都道府県向け補助事業の対象）となります（補助率1/2）。今後、自治体に対して追加協議を行う予定ですので、積極的にご活用ください。詳しくは7月3日に発出している事務連絡をご覧ください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話 03-5253-1111〔代表〕 (内線 2228) FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

